



有効な三種類の居留許可を有する外国人の入境を許可することに関する中華人民共和国外交部、国家移民管理局の公告

2020.09.24

現在の新型コロナウイルス感染症の情勢及び予防・コントロールの必要に基づき、2020年3月26日に外交部と国家移民管理局が連名で発表した「有効な訪中査証、居留許可を有する外国人の入境を暫定的に停止することに関する中華人民共和国外交部、国家移民管理局の公告」の一部の措置に関し、以下のとおり調整する。

2020年9月28日0時から、中国の商務（工作）、私人事務及び家族訪問（团聚）の有効な居留許可を有する外国人の入境を許可することとし、関連の者は新たに査証申請をする必要はなくなる。外国人が2020年3月28日0時以降に期限が過ぎた上述の三種類の居留許可を有している場合には、当該居留許可の所持者が訪中する事由に変更がないとの状況下であれば、期限が過ぎた居留許可と関連資料により、中国の在外大使館・総領事館に相応する査証を申請し、入境することができる。上述の者は中国側の防疫管理規定を厳格に遵守しなければならない。

3月26日の公告のその他の措置は引き続き実施する。中国側は防疫・安全が確保されるとの前提の下、中国と外国の間の人々の往来を徐々に秩序正しく回復させる。

ここに公告する。

中華人民共和国外交部



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

国家移民管理局

2020年9月23日

情報源：在中国日本国大使館

原文リンク：

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000501.html

A&Z Law Firm
20 Floors, 2001-2002 Building 2, Jing'an Kerry Center
1539 Nanjing West Road,
Shanghai, 200040 P.R.China
Tel.: +86-21-5466-5477
Fax: +86-21-5466-5977
■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello



Wechat ID: laodonghegui

